

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類		役 務 仕 様 書	
	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務		4補LPS-X425004	
			作 成	令和 6 年 1 月 5 日
			改 正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
			作成部 隊等名	第 4 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する新型個人携帯用救命無線機J/URC-8（以下，“無線機”という。）を救命浮舟FNR-8 及び25人用救命浮舟FRR-25型（以下，“浮舟”という。）に搭載するため、無線機収納袋の作製検討役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか次による。

1.2.1 入組品

表1 の項目1 第9-1 表又は表1 の項目2 第9-1 表に記載の付属品等

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

補本LPS-K76035 技術指令書草案作成共通仕様書

b) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

c) 技術指令書

表1 に示す技術指令書

品 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
-----	--------------------

2 役務に関する要求

2.1 一般

一般的事項は、契約の相手方が有する技術力を効率的に活用し、表2 の項目1 を浮舟に搭載するため、無線機収納袋の作製に関する検討を行う。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、契約の相手方工場、契約の相手方が指定する場所及び入間基地（第2 輸送航空隊）とする。

2.3 役務内容

2.3.1 無線機収納袋の作製

無線機収納袋の作製は、a)～g)により 1 EA作製する。

なお、投下試験において 2.3終了後、無線機収納袋は、契約の相手方が廃棄する。

- a) 表3 に示す無線機構成品及び表4 示す無線機附属品（以下，“収納品”という。）が無線機収納袋内に確実に収納可能である。
- b) 浮舟の展開に支障を与えない。
- c) 浮舟の展開時に、無線機が損傷しない。
- d) 背面に、保形材（芯材）を使用する。
- e) 上部に浮舟の投下試験時に開放しない蓋を取付ける。
- f) 救命浮舟 FNR-8（以下，“FNR-8” という。）は、表1 の項目1 の第4-22図の位置にハトメを取付け、浮舟を収納する袋（以下，“救命浮舟収納袋”という。）に確実に固定が可能である。
- g) 25人用救命浮舟FRR-25型（以下，“FRR-25” という。）は、表1 の項目2 の第4-26図の位置にハトメを取付け、救命浮舟収納袋に確実に固定が可能である。
- h) 救命浮舟収納袋に、ハトメが取付けられていない場合は、契約の相手方が取付けを行う。
- i) FNR-8 については、表1 の項目1 の第4-18図、FRR-25については、表1 の項目2 の第4-23 図に示す無線機流止索に確実に連結が可能である。

2.3.2 緩衝材の作製

収納品に対する外部からの衝撃を吸収するための緩衝材をa)及びb)により 1EA作製する。

なお、2.3終了後、緩衝材は契約の相手方が廃棄する。

- a) 無線機収納袋内に収納が可能である。
- b) 無線機と緩衝材は、別々に取出し可能である。

品 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
-----	--------------------

2.3.3 ダミーの作製

投下試験用ダミーの作製は、次による。

- a) 投下試験に用いる、収納品のダミー及び入組品のダミーを 1 EAずつ作製する。
- b) 表3 の無線機構成品と、寸法及び質量が等しいダミーとする。
- c) 表4 の無線機附属品のダミーは、質量をイヤホン19.8 g 及びポーチ付きリストストラップ 15.6 g とし、表3 のダミーとともに、無線機収納袋に収納が可能な形状とする。
- d) FNR-8 の付属品収納袋に収納する入組品のダミーは、質量を11.84Kg とし、FNR-8 の付属品収納袋に収納が可能な形状とする。
- e) FRR-25の甲板気室に収納する入組品のダミーは、質量を甲板気室11Kg（付属品収納袋の質量を除く。）及び付属品収納袋12.7Kgとし、FRR-25の甲板気室及び付属品収納袋に収納が可能な形状とする。
- f) 作成したダミーは、2.3終了後、契約の相手方が廃棄する。

2.3.4 意見聴取等

意見聴取等は、次による。

- a) 作製した無線機収納袋の整備性、安全性及び形状等について、第2 輸送航空隊修理隊救命装備分隊に搬入し、救命装備品整備員から意見聴取を行う。
- b) 救命装備品整備員からの改善意見がある場合については、検討の上、改善意見を反映させた無線機収納袋を 1EA作製する。

2.3.5 投下試験準備

投下試験準備は、次による。

- a) FNR-8 については、表2 の項目3 を取付ける。
- b) FRR-25については、表2 の項目4 を取付ける。
- c) FNR-8 に作製した入組品のダミーを付属品収納袋へ収納する。
- d) FRR-25に作製した入組品のダミー及び表2 の項目6 ～項目9 を、付属品収納袋及び甲板気室へ収納する。
- e) 無線機収納袋に、緩衝材を使用し収納品のダミーを収納する。
- f) 無線機収納袋をFNR-8 については、表1 の項目1 の第4-4 項及びFRR-25については、表1の項目2 の第4-4 項に基づき、救命浮舟収納袋に固定する。

2.3.6 確認事項

投下試験における確認事項は、次による。

- a) 浮舟が正常に作動する。
- b) 投下試験後に、2.3.3 b)及び2.3.3 c)が無線機収納袋内に収納されている。

品 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
-----	--------------------

- c) 投下試験後に、無線機収納袋に収納していた**2.3.3 b)**及び**c)**に損傷がない。
- d) 投下試験後に、浮舟に収納していた、**2.3.3 d)**、**e)**及び**表2**の項目6～項目9に無線機収納袋を原因とする損傷がない。

2.3.7 投下試験

投下試験は、次による。

- a) 実施場所は、プール（契約の相手方が指定する場所）において行う。
- b) 投下する高さは、水面から3mとする。
- c) 投下の回数は、浮舟膨張時の正常な状態1回及び転覆の状態1回とする。
- d) 浮舟の自動索先端のナス環を固定した後、浮舟を投下し、**表2**の項目3又は項目4のガス圧により浮舟を膨張させる。

2.3.8 不具合の是正

不具合の是正は、次による。

- a) **2.3.6**において不具合を確認した場合は、是正が完了するまで**2.3.1**～**2.3.7**のうち必要な工程を行う。
- b) 無線機収納袋の取付け位置について、**2.3.1 f)**、**2.3.1 g)**及び**2.3.6 a)**を満たす場合に限り、無線機収納袋の取付け場所を変更することが可能である。

3 監督・検査

監督・検査は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）の定める監督及び検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 実施計画書

実施計画書は、次による。

- a) 契約の相手方は、役務の実施項目、実施内容及び日程を明らかにした実施計画書（様式任意）並びに確認書（様式任意）を作成し、航空機第2課長の確認を受けた後、分支担当官に紙媒体で提出し、承認を受ける。また、承認後、その写しを航空機第2課長に1部提出する。
- b) 変更がある場合は、速やかに実施計画書（変更頁のみ）及び確認書（様式任意）を作成し、航空機第2課長の確認を受けた後、分支担当官に紙媒体で提出し、承認を得る。また、承認後、その写しを航空機第2課長に1部提出する。

品 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
-----	--------------------

4.1.2 結果報告書

契約の相手方は、2.3終了後、速やかに結果報告書（様式任意）並びに確認書（様式任意）を作成し、航空機第2課長に紙媒体で1部提出する。また、航空機第2課長から受領した確認書を分支担当官に提出する。

4.1.3 技術指令書草案の作成及び提出

技術指令書草案の作成及び提出は、次による。

- a) 補本LPS-K76035に基づき、結果報告書を反映した技術指令書草案を作成する。
- b) 技術指令書草案の作成後、速やかに、技術指令書草案及び受領書（様式任意）を航空機第2課長に紙媒体で1部提出する。また、航空機第2課長より受領した受領書を分支担当官へ1部提出する。

4.1.4 貸付品の状態通知

契約の相手方は、2.3終了後、貸付品の状態通知（様式任意）を作成し、航空機第2課長に紙媒体で1部提出する。

なお、通知内容は、次による。

- a) 品名
- b) 物品番号
- c) 部品番号
- d) 一連番号
- e) 数量
- f) 状態
- g) その他必要な事項

4.2 貸付品

契約の相手方は、この役務の実施において、表1に示す技術指令書及び表2に示す貸付品の貸付を受けることが可能である。

なお、貸付の手続きは、C&LPS-Y00007 4.2.2による。

4.3 現地における官の便宜供与

契約の相手方は、次に示す事項について官側に申出て、可能な範囲で便宜供与を受けることが可能である。

- a) 部隊等の入出門又は立入許可に関する事項
- b) 事務室等の施設及び必要な備品等の使用
- c) 写真の撮影許可に関する事項
- d) その他、官側が必要と認めた事項

品 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
-----	--------------------

4.4 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所に立入る場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**に基づき、立入申請を行う。

4.5 安全管理

安全管理は、C&LPS-Y00007の4.6 による。

4.6 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

4.7 仕様書の疑義

仕様書について疑義がある場合は、監督官等を通じて分支担官に申出なければならない。

表1－技術指令書

項目	技術指令書番号	標題	貸付元
1	J. T. O. 14S3-3-102-1	救命浮舟 FNR-8	第4補給処
2	J. T. O. 14S3-4-102-1	25人用救命浮舟 FRR-25型	
3	J. T. O. 12R2-2JURC8-1	救命無線機 J/URC-8	第3補給処

品 名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
-----	--------------------

表2-貸付品

項目	物品番号	品名	数量	状条	貸付元
1	5820-427-9482-5	RADIO SET	1SE	S又はR	第3補給処
2	4220-424-9627-5	LIFE RAFT, INFLATABLE	1EA	S	第4補給処
3	4220-252-3715-5	CYLINDER AND VALVE ASSY	4EA	S又はR	
4	4220-416-9478-5	CYLINDER AND VALVE ASSY	8EA	S又はR	
5	4220-424-9556-5	LIFE RAFT, INFLATABLE	1EA	S	
6	2040-003-0457-5	かい	1EA	S	
7	PN157013	天幕	1EA	S	
8	PN157014	中央支柱	2EA	S	
9	PN157015	支柱	1SE	S	
注記1 投下試験に使用した貸付品は、真水で洗浄し、乾燥させること。 なお、破損したものについては洗浄を求めない。 注記2 投下試験に使用した項目3 及び項目4 は、ガス圧がない状態であっても修復を求めない。 注記3 項目2 及び項目5 の救命浮舟収納袋にハトメの取付けを行った場合は、回復を求めない。 注記4 役務においての貸付品の破損については、修復を求めない。					

品名	救命浮舟用無線機収納袋の作製検討役務
----	--------------------

表3－無線機構成部品

項目	品名	部品番号	数量
1	送受信部本体	TG01001-B681	1EA
2	組電池	TG01001-B682	1EA
3	本体空中線	TG01001-B683	1EA
4	ランヤード	TG01001-B684	1EA

表4－無線機附属品

項目	品名	部品番号	数量
1	イヤホン	TG01001-B686	1EA
2	ポーチ付きリストストラップ	TG01001-B687	1EA